

個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

情報公開・法務課

1 国の個人情報保護制度の見直し

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「新法」という。）が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体にも新法の規定が適用されることとなったため、地方公共団体は、新法の施行に必要な事項を定める条例を制定する必要がある。

【法改正の趣旨】個人情報保護とデータ流通の両立 【法改正の内容】全国的な共通ルールを法律で規定

2 条例制定の理由及び内容

現行の長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号。以下「現行条例」という。）の規定の大半が新法に規定されていることから、現行条例を廃止し、新たに新法の施行に必要な事項を定める条例（法施行条例）を制定する。なお、個人情報保護の水準は、新法の許容範囲内で維持する。

	主な事項	新法	新条例	備考
総則	① 個人情報、個人情報ファイル、要配慮個人情報等の定義	○	×	【規定不要】 ：現行条例と同一の規定が新法にあるため
	② 地方公共団体の個人情報の適正な取扱いに関する責務	○	×	
個人情報の取扱い	③ 個人情報の保有及び利用・提供の制限	○	×	
	④ 個人情報の安全管理措置、漏えい等の報告	○	×	
開示請求等	⑤ 個人情報の本人数に関わらない個人情報ファイル簿の作成・公表	○ (千人以上)	○ (全て)	【水準維持】 ：現行のサービス水準を維持するため
	⑥ 開示請求の対象、請求手続及び不開示情報の類型	○	×	【水準維持】
	⑦ 開示請求に対する開示決定の期限	○ (30日)	○ (15日)	
	⑧ 不開示理由がなくなる期日の明示義務	×	○	
	⑨ 公文書の写し等の交付の際の実費徴収	×	○	【規定不要】
⑩ 訂正・利用停止請求の対象、請求手続	○	×		
審査請求	⑪ 開示決定等に対する審査請求の諮問	○	×	【水準維持】
	⑫ ⑪の諮問先の機関（個人情報保護審査会）の組織及び運営事項	×	○	
匿名加工情報	⑬ 行政機関等匿名加工情報の作成、提供等の手続	○	×	【規定不要】
	⑭ 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額	×	○	
罰則	⑮ 行政機関の職員等の守秘義務違反に対する罰則 等	○	×	【規定不要】
	⑯ 個人情報保護審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則	×	○	

【参考】新法（ガイドライン）で新条例に規定することが許容されていない事項及び対応

ア 死者の情報が個人情報に含まれるとする規定

⇒ 実務上生死が判明しない場合は生者の情報として、死者の情報から遺族が識別できる場合には遺族の情報として取り扱う。

イ 次に掲げる事項を行う際に審議会への意見聴取を義務付ける規定

(ア) 要配慮個人情報を収集（例：犯罪歴、病歴等）

(イ) 個人情報を本人以外から収集（例：市町村）

(ウ) 個人情報を収集目的以外の目的で他の公的機関に提供（例：他の都道府県、裁判所）

⇒ 実施機関が過去の事例を参考に判断し、判断が困難な場合は個人情報保護委員会に相談する。